

有害鳥獣防除対策事業 報奨金制度の概要について

産業文化部 農政課

1、目 的

農作物被害の防止を目的として、特にイノシシやシカによる被害が大きい北部地域において地域農会長からの依頼に基づき、狩猟免許保有者が市の許可を受けてイノシシ・シカを捕獲するものに対し、報奨金を支払うことで、狩猟者の捕獲活動の意欲の向上を図る。

同時に、現在の狩猟者のみでなく、地域内で新たに捕獲免許を取得し、捕獲活動に参加する人員の増加を図る。

2、報奨金

イノシシ・シカ一頭捕獲ごとに7, 0 0 0 円

ただし、狩猟期（11月15日から3月15日）におけるシカの捕獲等については対象外（※）とする。

※狩猟期におけるシカの捕獲には、県の報奨金制度（一頭につき7,000円）を活用できるため。

3、予算額

1, 2 4 6 千円／年